

国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 令和4年8月8日（月）16:35 ～ 16:45

場 所 合同庁舎8号館 共用会議室

出席者 先方）武藤議長 外8名

当方）二之湯国家公務員制度担当大臣 外3名

案 件 人事院勧告の取扱いに関する要求書の受取り

公務員連絡会

本日は、公務ご多忙の中、お時間をいただき感謝申し上げます。

さて、人事院は、本日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革を推進することをはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。

本年の月例給については、初任給の引上げとこれを踏まえ20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸に限定して改定を行うものである。このことは、公務における人材確保や非常勤職員の待遇改善にも寄与することから、一定の評価はできるものの、俸給表全体を改定するための較差に至らなかったとはいえ、我々が求めた全世代への配慮の面からは決して満足のいくものではない。

また、一時金については、支給月数を0.1月分引上げ、年間4.4月とするものであり、3年ぶりに支給月数増となることは、コロナ禍前の水準の回復には至らないものの、組合員の期待に一定程度応えたものと受け止めているところである。

さて、昨年の人事院勧告の取扱いにおいては、年度を超えた調整・減額という措置が講じられるとともに、給与法等改正法案の提出が本年2月にずれ込む異例の状況となったが、法案の国会審議において、大臣は、「人事院勧告が出された場合は速やかに法案を提出することが基本であることは全く変わらない。今回は例外中の例外であり、本来あるべき人事院勧告制度の早期実施というものは、堅持していかなければならない」との政府の基本姿勢を明確にしている。

その上で、本年の取扱いに当たっては、本年の人事院勧告を踏まえ、我々公務員連絡会との交渉・協議、合意に基づく速やかな給与の改定に係る措置を図ることを求める。

二之湯大臣におかれては、大臣就任以来、長時間労働の是正をはじめとした公務職場の働き方改革の推進に当たり、リーダーシップを発揮していただいていることに心から敬意を表する。

引き続き、我々も組合の立場で、労使が共に責任をもって、明るく働きがいのある職場の実現が図られるように取り組んでいきたい。是非、これまで以上に、政府との間でも、建設的な議論を行っていききたいと思うし、適切な賃金・労働条件の確保や要員の確保に向けて、大臣には、最大限のご努力をお願いしたい。

国家公務員制度担当大臣

公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、敬意を表したい。

本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出された。これを受けて、その取扱いの

検討に着手したところである。

国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてまいりたい。

その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えている。

公務員連絡会

よろしくお願いします。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）